

議案第 6 3 号

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例

南あわじ市介護保険条例（平成 17 年南あわじ市条例第 221 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「50 人」を「70 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市介護保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1条 略 (介護認定審査会の委員の定数) 第2条 南あわじ市介護認定審査会の委員の定数は、<u>50人</u>以内とする。 第3条以下 略	第1条 略 (介護認定審査会の委員の定数) 第2条 南あわじ市介護認定審査会の委員の定数は、<u>70人</u>以内とする。 第3条以下 略	

